

選定療養費制度について

国の医療政策として医療機関の機能・役割に応じた受診が推奨されております。紹介状を持たずに外来受診した場合などは、保険診療とは別に以下のいずれかの負担が、厚生労働省通知により義務付けられています。

内 容	料 金
初診に係る選定療養費 紹介状を持参せずに新たな診療科を受診される場合	7,700 円 (税込)
再診に係る選定療養費 病状が安定したと当院の医師が判断し、他の医療機関へ紹介を行った後も、患者さんの意思で受診を希望される場合	3,300 円 (税込)

※治療中の診療科の受診と同じ日に紹介状や院内紹介が無く新たな診療科を受診された場合、初診時選定療養費をご負担頂く場合がございます。

※紹介状を持参されない場合で選定療養費のご負担が不要な方

- ・生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象になっている場合
- ・外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・救急車により搬送された場合
- ・労災、通災、公災により受診する場合

※受付時間外、休日の救急外来ご利用についても、原則として保険診療とは別に選定療養費をご負担いただいております。

※「歯科」と内科/外科等の「医科」は、健康保険法上は別の区分となりますので、それぞれに対し選定療養費の請求が行われます。